

牧 学 第 376 号
学 教 学 第 119 号
令 和 2 年 12 月 4 日

市内小中学校保護者 様

牧之原市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に伴う出席停止等の取扱いについて

日ごろより、市内各校の教育活動に御理解と御協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、市内でも新型コロナウイルス感染症への感染者が確認され、濃厚接触者や有症状者のみならず、クラスター防止の観点から多数の方がPCR検査を受検する状況にあります。このような状況から、児童生徒の出席停止の取扱いについて、下記のとおり変更いたします。御理解と御協力をお願いいたします。

記

新たな「出席停止」の取扱い

- 1 児童生徒に発熱が確認された場合やかぜ症状がみられる場合は「出席停止」とする。
- 2 児童生徒がPCR検査を受けた場合、結果が判明するまでは「出席停止」とする。
- 3 家族が濃厚接触者としてPCR検査を受けた場合、または発熱や風邪症状等でPCR検査を受けた場合は、結果が判明するまでは「出席停止」とする。
- 4 家庭より感染が不安で休ませたいと申し出があった児童生徒については「出席停止」とする。

※濃厚接触者や有症状者以外のクラスター防止の観点でPCR検査を受ける方及びその家族は、行動制限がなく、児童生徒の登校も可能です。

担 当 学校教育課(杉田)
連絡先 53-2645